

2019年5月20日

小金井市子ども・子育て会議

会長松田恵示様

委員各位

のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て会議）における

「小金井市こどもの権利に関する条例」の推進と検証、オンブズパーソン制度の導入のための要望書

いかそう！子どもの権利条例の会

問合せ先 邦永 洋子

小金井市緑町5-4-16-303

080-3201-6748

平素、委員の皆さまには、子ども子育て会議において小金井市の子どもたちと子育て中の保護者のための施策の検証とその向上のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

私どもの団体は、「小金井市子どもの権利に関する条例」の策定の折から「つくろう！子どもの権利条例の会」として活動し、策定後は「いかそう！子どもの権利条例の会」と名称をかえ引き続き条例に関わる市民団体として、公民館の子どもの権利の講座や市内で行われる子ども関係のイベントなどで子どもの権利の学習や啓発を行ってまいりました。

先般、当会より「子どもの権利に関する条例を推進するための計画と継続的な検証を求める陳情書」と『子どもの最善の利益を保障する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書』の二本が小金井市議会に提出され採択されました。その後条例の改正案が議員から出され、現在継続審査となっております。

その際、そもそも「のびゆくこどもプラン」は国連の子どもの権利条約を旨につくられており、子どもの権利の検証は「のびゆくこどもプラン」の中でしているの、あえて推進計画を作る必要はないというというのが部局の一貫した答弁でした。

しかしながら、小金井市に子どもの権利に関する条例ができて10年、その普及は進んでいるでしょうか？パンフレットが毎年配られますが、その内容を学校や家庭で子どもたちと学びあう機会はあるのでしょうか？普及一つとっても何をどのようにするのか、はっきりとはのびゆくこどもプランには書かれていません。また、子ども子育て支援の施策の検証として、その施策が条例のどこに紐づけされるかは分類されていますが、その施策についてどこまでできているのかはそれぞれの担当課の判断に過ぎず、全体を通しての客観的な指標がなく、この条例を推進するための検証となっていない。また、この審議会では、子どもの権利条例の推進に特化して審議してい

るわけではないので、その会議だけで子どもの権利条例の進捗を十分に話し合うことはできていないのではないのでしょうか。「のびゆくこどもプラン小金井」のなかでというのは現実的に難しいのではないかと考えます。

また、条例ができてこの10年間のあいだにも、子ども自身が命を絶ったり、虐待の事例やいじめ、不登校、学校での体罰など、条例のある市にもかかわらず、問題が多く上がっています。もちろん条例のある他市でもこのような問題は起こっています。しかし問題があったときの対応はどうだったのでしょうか。今回陳情を出した後、川崎市にヒアリングに伺いましたが、川崎市では、制定当初、実態調査での認知度は100%と言っても過言ではないくらい周知されていたといえます。しかし、計画を立て、見直しをしてもその認知率はだんだん下がっていったそうです。そんなとき川崎市中1男子生徒殺害事件がおきました。それをきっかけに再び子どもの権利条例の啓発に努め、その組織体制や条例の施策を見直すなどし、再び認知度が上がって来たと言います。問題が起こったとき、小金井市もそのようであってほしいです。しかし、この条例が計画や見直し検証がない理念条例である限り、条例の実効性は望めません。

さらに、この10年がいじめや不登校などの問題から子どもの相談機関は増えてきましたが、それは学校の中にあり、学校の中で起こる子どもの権利侵害に対して当事者同士が対等に話し合うことができません。子どもの最善の利益に沿って解決に向けるような調査、調整、勧告のできる第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）が必要です。川崎市では、市長部局にオンブズは位置づけられ、各課の横断的な組織となっています。保護者からの訴えを中立の立場で調整する第三者の役割は現場の先生にとっても助かっているそうです。

子どもの意見表明権についてはどうでしょうか？家庭や学校だけでなく、まちづくりの中で子どもの意見が生かされる仕組みづくりを進めることは自己有用感を高め、よい市民を作っていくことにつながります。18歳での参政権の取得など、主権者教育を進めるうえでも子どもの参画は必要です。松本市では子どもたちが、学校、地域、年代を超えて、市政や地域の課題について学び、それらの解決に向けて意見交換するこども未来会議が開かれ、こどもの権利条例を持つ他の市との交流などもしていますし、川崎市では市としての子ども会議のほかに行政区の子ども会議もあり、市長への提言など、まちづくりへ子ども参画が進んでいます。小金井市ではそのための施策づくりなど新たなプランを話し合う機会はこの審議会でされていますか？小金井市の子ども達も他市の子ども達との交流ができたり、まちづくりへの参画が権利として保障されるような計画があったら子ども達をエンパワーメントしていくのではないのでしょうか。

子どもは児童福祉法では0歳から18歳までです。「のびゆくこどもプラン小金井」でもその年齢を対象としています。しかし子どもの問題は若者の問題となって社会問題となり、子ども・若者支援推進法では39歳までを支援の対象としています。また、

外国籍の子どもたちの権利保障の問題も今日的課題となってきました。現行の5年ごとの見直し改正のペースでは今日的な課題に対応できるでしょうか？

今年3月で「小金井市子どもの権利に関する条例」は10周年を迎えました。この機会にぜひとも「のびゆくこどもプラン小金井」の中に、「子どもの権利に関する条例の推進計画を作る」ことを盛り込み、「のびゆく子どもプラン小金井」とは別にその推進計画の中で、子どもの権利に関することは審議し、検証することを要望します。そうすることでこの条例の実効性を高め、子どもの最善の利益を守ることにつながっていくと私たちは考えます。

つきましては、以下の要望について今期の子ども子育て会議の中で審議いただけますようよろしくお願いいたします。

- ①「のびゆくこどもプラン小金井」の中に子どもの権利に関する条例の推進計画策定を明記し、それは「のびゆくこどもプラン小金井」とは別に作ってください。
- ②現行の「のびゆくこどもプラン小金井」に記載されている子どもオンブズパーソン制度の設置を引き続き維持してください。さらに事業が進み設置の筋道がつくよう求めてください。
- ③推進計画を検証の際は市民参加の委員会を設置してください。